

# 空港使用届 記入例



## 表

## 裏

(最大離陸重量 5,700kg 越えの自家用機のみ記入)

**空港使用届** 別添8

松山空港長 殿

令和3年12月17日

住所 愛媛県松山市南吉田町  
氏名(名称) 松山太郎  
連絡先 089-972-0393

松山空港の施設を使用したいので、空港管理規則第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記	
1. 使用航空機の型式及び登録記号	型式: C680 登録記号: JA99XX
2. 使用日時	令和3年12月17日 13時00分から 令和3年12月17日 19時00分まで
3. 使用施設	<input checked="" type="checkbox"/> 滑走路 <input checked="" type="checkbox"/> 誘導路 <input checked="" type="checkbox"/> エプロン <input type="checkbox"/> その他( )
4. 使用目的	<input type="checkbox"/> 航空写真 <input type="checkbox"/> 社員等の送迎 <input type="checkbox"/> 燃料補給 <input checked="" type="checkbox"/> レジャー <input type="checkbox"/> ビジネス <input type="checkbox"/> 旅客・貨物輸送 <input type="checkbox"/> その他( )
5. 出発地及び目的地	出発地: 神戸空港 目的地: 但馬飛行場
6. 機長の氏名及び緊急連絡先	氏名 松山太郎 電話番号: 089-972-0393
7. ハンドリング担当者等	担当者: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 連絡先:
8. その他参考となる事項	

○ 空港使用に際しての確認事項 (自家用機に限る)

- 法令の違反その他空港管理上支障がないよう使用すること。 はい いいえ
- 届け出者が、空港を使用した行為により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でない。 はい いいえ
- 航空保険(第三者賠償責任保険)に加入していること 加入済 未加入
- 航空保険(第三者賠償責任保険)証券等の提出 提出 提出済【初回・更新】
- 「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについて同意することを確認する。この確認書の正本は、便宜上、国土交通省航空局に保管されることを確認する。法人・団体の場合、この確認書への署名は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。  
令和3年12月17日  
(署名) 松山太郎 / (法人名) / (職名)
- 航空機乗組員は、酒気を帯びている場合には航空業務を行わないこと、また国の職員により酒気帯びの有無についての確認を求められた場合は応じること。 はい いいえ
- 5.7t超の自家用固定翼機については、別添の誓約書にも署名を必要とする。

本日の日付を記入  
西暦・和暦どちらも可

運航者名又は個人名及び連絡  
先を記入

ICAO 型式略号及び  
登録記号を記入

使用する施設にレ点を記入

使用目的にレ点を記入

出発地には最終離陸空港等を  
記入。  
目的地には松山空港離陸後、  
最初に着陸する空港等を記入。

日中に連絡が可能な電話番号  
を記入。

ハンドリングを手配しない場合  
は記入しない。

該当する項目にレ点を記入

本日の日付及び署名を記入。  
西暦、和暦どちらも可

落下物防止対策を講じることを約する誓約書

この誓約書に署名する者は、2019年3月30日以降において日本国内に存する空港における 離着陸に伴い、航空機部品の脱落、氷塊の落下その他の航行中の航空機から物体の落下を防止するために、下記の措置を講じていることを誓約する。

記

- 飛行規程及び製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って項目を定めた日常点検を飛行前及び飛行後に確実に実施する。
- 製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って定時点検を確実に実施する。
- 部品等の脱落の防止に有効と考えられる次の対策を実施する。
  - 給排水作業実施時における給排水パイプ内の残留水の水切りについて、整備関係者及びサービス委託業者に注意喚起し、その徹底を図ること。また、作業実施後には給排水パネルが適切に閉扉されていることを確認する。
  - 給排水系統の漏洩及び機能について定期的に点検を行うこと。特に、着氷の恐れのある胴体部位のドレイン・バルブについては定期的にクリーニングを実施する。
  - 貨物搭載時等において、貨物の上面に溜まった雨水や積雪等を除去すること。また、貨物室ドア及び貨物室内に水等が溜まっていないことを確認する。
- 部品等の脱落の防止に有効な対策と考えられる技術的資料(サービス・プレティン等)については、積極的にこれを採用するよう努める。
- 前項に規定する技術的資料のほか、発動機のケースを破片が貫通し、又は発動機の内部において大規模な破損が生じるような発動機の破損については、破損した部品が脱落し地上又は水上の人又は物件の安全が損なわれるおそれがあるため、部品等脱落防止措置を要するものとして発動機に関する技術的資料を採用するよう努める。

この誓約書への署名は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。また、この誓約書の正本は、便宜上、国土交通省航空局において保管されることを確認する。

令和3年12月17日  
松山太郎  
(署名) / (法人名) / (職名)